

財政制度等審議会関係法令等

令和 3 年 6 月 16 日
財務省理財局

目 次

財務省設置法（抄）	1
財政制度等審議会令	2
財政制度等審議会議事規則	6
財政融資資金法（抄）	8
財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（抄）	8
財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律	9

財務省設置法（抄）

（平成11年7月16日法律第95号）
（最終改正：平成30年6月8日法律第41号）

（設置）

第6条 本省に、次の審議会等を置く。

財政制度等審議会
関税・外国為替等審議会

（財政制度等審議会）

第7条 財政制度等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項

ロ 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項

ハ 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項

ニ たばこ事業及び塩事業に関する重要事項

ホ 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項

二 前号イからホまでに掲げる重要事項に関し、財務大臣に意見を述べること。

三 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律（昭和22年法律第129号）、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和48年法律第7号）、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、財政制度等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他財政制度等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

財政制度等審議会令

(平成12年6月7日政令第275号)

(最終改正：平成30年11月30日政令第329号)

内閣は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第7条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第1条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第7条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3第2項及びたばこ事業法施行令（昭和60年政令第21号）第4条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第17条第5項、第28条第5項、第39条第5項、第112条第3項及び第116条第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
- 三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第25条第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
- 四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7条の7第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、財務大臣が任命する。
 - 一 学識経験のある者
 - 二 国家公務員共済組合の組合員（以下この号において「組合員」という。）の雇用主を代表する者及び組合員を代表する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
財政制度分科会	国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項を調査審議すること。
国家公務員共済組合分科会	1 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項を調査審議すること。 2 国家公務員共済組合法施行令第11条の3第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
財政投融资分科会	1 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項を調査審議すること。 2 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律（昭和22年法律第129号）、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）及び財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和48年法律第7号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

たばこ事業等分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を調査審議すること。 2 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）の規定及びたばこ事業法施行令第4条第5項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第17条第5項、第28条第5項、第39条第5項、第112条第3項及び第116条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 5 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
国有財産分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議すること。 2 国有財産法（昭和23年法律第73号）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員（第3条第2項第2号に掲げる者を除く。）及び専門委員は、財務大臣が指名する。
- 3 第3条第2項第2号に掲げる臨時委員は、国家公務員共済組合分科会に属する。
- 4 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

- 第7条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長。次項において同じ。）が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第9条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、財務省主計局調査課において総括し、及び処理する。ただし、各分科会の庶務は、財政制度分科会については財務省主計局調査課、国家公務員共済組合分科会については財務省主計局給与共済課、財政投融资分科会については財務省理財局財政投融资総括課、たばこ事業等分科会については財務省理財局総務課、国有財産分科会については財務省理財局国有財産企画課においてそれぞれ処理する。

(雑則)

第11条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

2 平成29年1月5日に第4条第1項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、同年3月31日までとする。

財政制度等審議会議事規則

平成 13 年 1 月 19 日

財政制度等審議会総会決定

(趣旨)

第 1 条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、財政制度等審議会令（平成 12 年政令第 275 号、以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会の招集)

第 2 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

(緊急時の議決特例)

第 3 条 会長は、会議を招集した場合において、やむを得ない事情により委員及び議事に関係のある臨時委員の 3 分の 1 以上が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に審議会の議決を経ることが審議会の目的達成上やむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

2 前項の規定により議決された事項については、会長は次に開かれる会議において、当該議決について報告するものとする。

(会議)

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

(議事録)

第 5 条 会長は、会議の議事録を会議のつど作成するものとする。

(議事の公開)

第 6 条 審議会は、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とする。

2 会長は、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(資料の提出等の要求)

第 7 条 審議会令第 9 条に基づく資料の提出等の要求は会長が行う。

(分科会)

第8条 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 会長は、調査審議事項が分科会に調査審議させることが適当と認められる場合には、分科会に付託することができる。
- 3 審議会は、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 3 会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。）は、調査審議事項が部会に調査審議させることが適当と認められる場合には、部会に付託することができる。
- 4 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

- 2 分科会において必要がある場合には、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項を分科会長が分科会に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年1月19日から実施する。

財政融資資金法（抄）

（昭和26年3月31日法律第100号）

（最終改正：平成24年3月31日法律第24号）

（財政融資資金運用計画の諮問）

- 第11条 財務大臣は、毎年度財政融資資金の運用に関して必要な計画を定め、あらかじめ財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。
- 2 前項の場合においては、財務大臣が審議会の意見を聴いて定めるところにより、その資金運用計画を用途別に分類した表を、当該計画に関する書類に添付して提出しなければならない。

（財政融資資金運用報告書）

- 第12条 財務大臣は、毎年度財政融資資金運用報告書を作成し、当該年度経過後4月以内に、審議会に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、当該年度の財政融資資金の運用の状況及び運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに、当該年度の財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
- 3 第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、前条第2項の分類に応じて財政融資資金の運用状況をとりまとめた表を添付しなければならない。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（抄）

（昭和48年3月31日法律第7号）

（最終改正：平成30年6月8日法律第41号）

（財政投融資計画）

- 第5条 内閣は、第2条第1項の議決を経ようとするときは、財政投融資計画を国会に提出しなければならない。
- 2 財政投融資計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。）ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。

- 一 財政融資資金の運用のうち第2条第1項の規定により国会の議決を経るものであつて、同条第2項各号に掲げる運用対象区分に係るもの
 - 二 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第50条の投資（歳出予算の金額のうち財政法（昭和22年法律第34号）第14条の3第1項又は第42条ただし書の規定により使用することができるものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が5年以上にわたる場合に限る。）
 - 三 法人（第2条第2項第2号から第4号までに掲げる法人その他政令で定める法人に限る。）の債券及び借入金に係る債務について国の行う債務の保証（債務保証の期間が5年以上にわたる場合に限る。）
- 3 財務大臣は、財政投融资計画を作成するに当たつては、あらかじめ財政制度等審議会の意見を聴かなければならない。

財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律

（昭和22年11月4日法律第129号）

（最終改正：平成14年7月31日法律第98号）

財政融資資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となつたときは、財務大臣は、財政制度等審議会の意見を聴いて、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、その融通条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。